

# 令和2年度

# 決算の公表

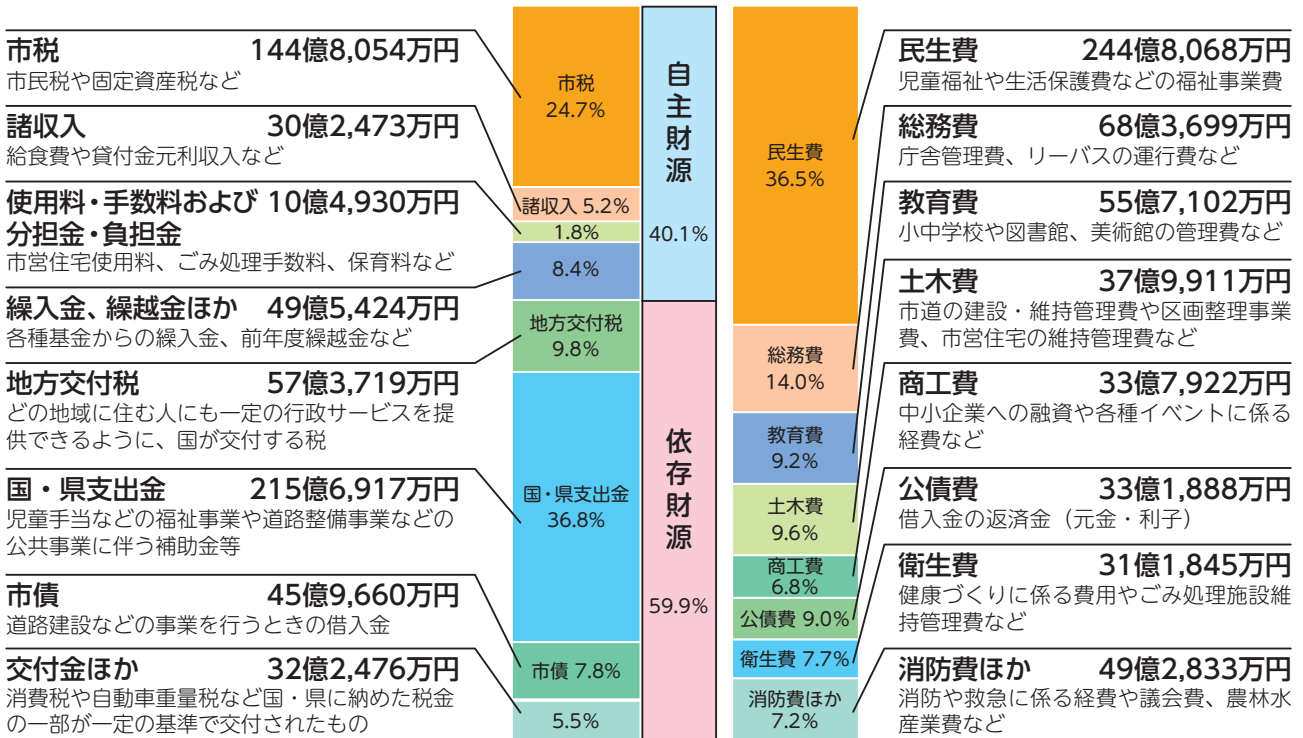
財政課財政係 ☎(63)2151

令和2年度の市の決算を公表します。市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などがいくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせします。

## 令和2年度 一般会計の決算

**歳入** 合計586億3,653万円

**歳出** 合計554億3,268万円



市民1人当たりが負担した市税  
**150,776円**

市民1人当たりに使われたお金  
**577,183円**

**歳出決算の特徴**  
新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、新庁舎建設工事や令和元年度災害復旧事業費等の投資的経費により大きく増加しました。歳出総額は前年度と比較すると38・7%の増となりました。

**歳入決算の特徴**  
市税収入は前年比0・51%減で、ほぼ同額です。新型コロナウイルス感染症対策のため、国庫補助金等が増額になった一方、法人市民税や使用料が大きく落ち込みました。歳入総額は前年度と比較すると38・1%の増となりました。

**決算規模**  
前年度と比較して歳入は38・1%の増で、歳出は38・7%の増となりました。令和3年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は16億6,028万円です。



道路整備関連経費  
15億846万円



特別定額給付金事業費  
96億9,760万円



新庁舎整備事業費  
11億2,557万円

主なお金の  
使いみち

## 特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	103億8,234万円	100億7,572万円
公設地方卸売市場事業費	1,436万円	1,255万円
介護保険	83億3,537万円	81億8,716万円
後期高齢者医療	11億4,641万円	11億3,697万円
粕尾財産区管理会	651万円	384万円
清洲財産区管理会	464万円	397万円
合計	198億8,963万円 (前年比 +1.61%)	194億2,021万円 (前年比 +1.07%)

## 上下水道事業会計の決算

地方公営企業法の適用を受け、民間企業と同様の会計方式をとっています。

### 【水道事業会計】

収益的収支 (維持管理費)	収入	15億9,739万円
	支出	12億8,179万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	8億9,734万円
	支出	15億3,872万円

### 【下水道事業会計】

収益的収支 (維持管理費)	収入	27億1,153万円
	支出	20億6,589万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	11億6,199万円
	支出	22億7,691万円

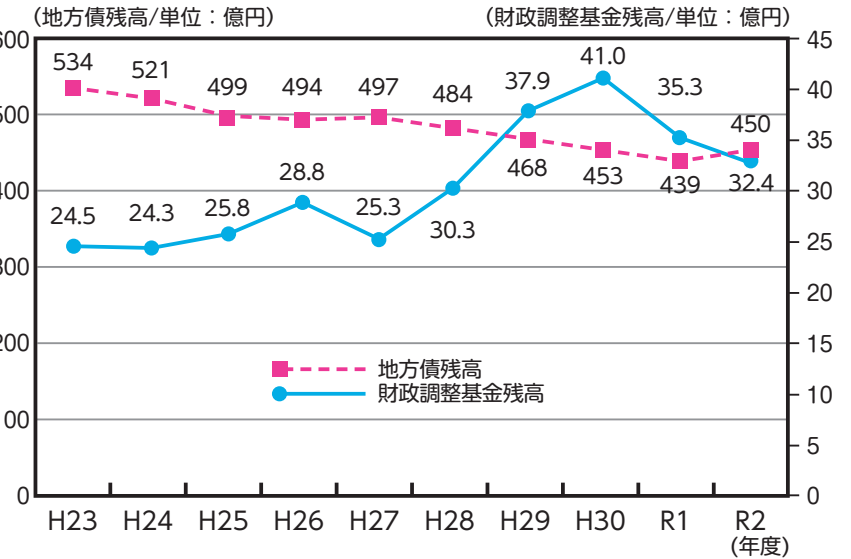
給水人口	87,629人
1日最大給水量	31,622m <sup>3</sup>
1日平均給水量	29,133m <sup>3</sup>

## 市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債（一般会計・特別会計・水道事業会計を含めた借金）と財政調整基金（預貯金）の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※ 財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に切り崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



## 健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和2年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです。前年度と比較すると実質公債費比率が減少しました。

(単位：%)

	①実質赤字比率 市の一般会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	⑤資金不足比率 公営企業(注1)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。
鹿沼市の比率	黒字のため、該当しません。(－)		2.3 (2.9)	実質的な負債がないため、該当しません。(－)	黒字のため、該当しません。(－)
早期健全化基準(注3) (◎は経営健全化基準)	12.21 (12.25)	17.21 (17.25)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	20.0 (20.0)

注1 公営企業とは、本市の場合、水道事業、公共下水道事業、公設地方卸売市場事業、農業集落排水事業です。

注2 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。

注3 ( )は令和元年度決算における数値